

令和4年5月

お客様各位

青森県信用組合

視覚に障がいをお持ちのお客様に配慮した取り組みについて

青森県信用組合では、視覚に障がいをお持ちのお客様に配慮した取り組みとして、音声案内対応ATMの全台設置、職員による代筆を認める規定の整備、視覚に障がいをお持ちのお客様に対する窓口振込手数料の引き下げを行っております。

今後とも当組合では、お客様により一層ご満足いただけるよう、サービスの充実を図ってまいります。

記

1. 音声案内対応ATMの全台設置

当組合が設置する全てのATMは、視覚に障がいをお持ちのお客様に配慮した音声案内対応ATMとなっております。

※ 音声案内対応ATMとは、ATM付属のハンドセット（受話器）から流れる音声案内に従って操作することで、視覚に障がいをお持ちのお客様にもご利用いただけるものです。なお、ご利用いただけるお取引は、普通預金（総合口座含む）・カードローンの入出金取引、通帳記帳および残高照会となっております。

2. 代筆・代読への対応

預金や振込等のお取引について代筆・代読に関する手続を規定化しており、視覚に障がいをお持ちのお客様に対するきめ細やかな窓口対応を行っております。

3. 視覚に障がいをお持ちのお客様に対する窓口振込手数料の引き下げ

視覚に障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客様に対しまして、窓口振込手数料をATM扱いの振込手数料と同額に引き下げしております。

<通常窓口手数料との比較>

振込先	振込金額	引き下げ後	通常手数料
同一店内あて	3万円未満	無料	330円
同一店内あて	3万円以上	無料	550円
当組合本支店あて	3万円未満	220円	330円
当組合本支店あて	3万円以上	330円	550円
他行あて	3万円未満	380円	600円
他行あて	3万円以上	550円	770円

※ 窓口へご来店の際は、身体障害者手帳をご提示ください。

以上